

第 22 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 28 日 開会

芽室町農業委員会



## ●日時

令和 7年 4月28日 (月) 15時04分～16時11分

## ●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

## ●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第4	議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第5	議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第6	議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件
日程第7	議案第5号 現況証明願いの件
日程第8	議案第6号 芽室町地域農業経営基盤強化促進計画変更に係る意見書提出の件

---

## ●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	12番 鳥本 和則	13番 高橋 仁
14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治	17番 横溝 勲

---

## ●欠席委員

11番 珠玖 春美

---

## ●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

---

## ●議事録署名委員

16番 道下 勇治 17番 横溝 勲

(15時04分 開会)

---

### ●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、16番 道下委員、17番 横溝委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

### ●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上7線外合計11筆、公募・現況地目とも畠、合計面積260,431m<sup>2</sup>です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町栄4線外合計6筆、公募・現況地目とも畠、合計面積239,943m<sup>2</sup>です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町平和西18線外合計3筆、公募・現況地目とも畠、合計面積65,477m<sup>2</sup>です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号4番】土地の所在は、芽室町祥栄北9線外合計3筆、公募・現況地目とも畠、合計面積111,948m<sup>2</sup>です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

### ●日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄西19線、公簿・現況地目とも畠、面積7,535m<sup>2</sup>です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番(横溝委員) 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、祥栄から西へ約5km、19線道路の西側にある農地で、畑の中にある町有地の払い下げとなります。譲受人は、農地を一部賃貸していますが、約10haを耕作しています。問題のない案件と思われます。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(佐伯) 【番号2番】土地の所在は、芽室町祥栄西19線、公簿・現況地目とも畑、面積1,374m<sup>2</sup>です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番(横溝委員) 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、祥栄から西へ約5km、19線道路の東側にある農地で、畑の中にある町有地の払い下げとなります。譲受人は、これまで健全な営農を行っていることから、問題のない案件と思われます。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(佐伯) 【番号3番】土地の所在は、芽室町祥栄西19線、公簿・現況地目とも畑、面積9,110m<sup>2</sup>です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番(横溝委員) 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、祥栄から西へ約5km、19線道路の北側にある農地で、畑の中にある町有地の払い下げとなります。譲受人は、これまで健全な営農を行っていることから、問題のない案件と思われます。

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

### 【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 【番号4番】土地の所在は、芽室町祥栄西19線、公簿・現況地目とも畠、面積6,784m<sup>2</sup>です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、祥栄から西へ約5km、19線道路の北側にある農地で、畠の中にある町有地の払い下げとなります。譲受人は、これまで健全な営農を行っており、後継者もいることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありますか。

### 【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 【番号5番】土地の所在は、芽室町中伏古1線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積42,440m<sup>2</sup>です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 中捨委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、旧JA北伏古支店より南へ約4kmにある農地です。本申請は、規模拡大のための売買です。譲受人は、農業歴25年以上のベテランであり、近年野菜中心の営農を行っています。また、地域の理解も得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありますか。

### 【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### 【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 【番号6番】土地の所在は、芽室町芽室基線、公簿・現況地目とも畠、面積41,227m<sup>2</sup>です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約2km、国道38号線沿いの変電所東側に位置しています。もともと譲受人が賃貸していた農地を、売買するものであるため、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号6番について、ご意見・ご質問はありますか。

#### 【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 【番号7番】土地の所在は、芽室町伏美12線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積163,437m<sup>2</sup>です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 粟野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（粟野委員） 14番粟野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。譲渡人と譲受人は、畠作農業を家族で経営しており、今回は親から子への贈与です。譲受人は、35年間後継者として農業に従事しているベテランであり、地域的にも人望があります。また、地域の理解も得ていることから、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号7番について、ご意見・ご質問はありますか。

#### 【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 【番号8番】土地の所在は、芽室町祥栄西20線、公簿・現況地目とも畠、面積25,726m<sup>2</sup>です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、申請地は、祥栄から西へ約6km、19線道路の北側、高速道路の南側にある農地です。譲受人の父が亡くなった際に、譲受人へ持分4分の1を相続したもので、今回は母から子へ持分4分の3を贈与するものです。特に、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号8番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

---

●日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄北9線、公簿・現況地目とも畠、面積959m<sup>2</sup>です。本申請は、農家住宅1棟の建設のための永久転用です。

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明した案件については、本年3月27日に開催の第21回農業委員会総会においてご審議いただいた案件であります。特にご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

---

●日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線、公簿・現況地目とも畠、面積366m<sup>2</sup>です。農家住宅の新築をするための転用であり、それに伴い、農用地から除外するものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上芽室農業研修センターから御影方面へ約1kmに位置しています。本申請は、新築住宅建設のためであり、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

#### 【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、異議のない旨決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町北伏古南9線、公簿・現況地目とも畠、面積286m<sup>2</sup>です。農家住宅の新築をするための転用であり、それに伴い、農用地から除外するものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 野澤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、十勝農業試験圃場の北東側、現自宅の北側に位置しています。本申請は、ビニールハウスを撤去し、新築住宅建設するものです。申出者は、後継者とともに堅実な農業経営を行っており、周辺への影響もないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

#### 【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、異議のない旨決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

---

●日程第6 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件を議題とします。それでは、整理番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求める。

【整理番号1番】土地の所在は、芽室町北明西7線外合計18筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積73,866.90m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号1番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号1番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

15時37分 休憩

15時38分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号2番についてですが、道下委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、道下委員は、議事参与が制限されることとなります。道下委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

15時39分 休憩

【道下委員退室】

15時39分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【整理番号2番】土地の所在は、芽室町北明西7線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積29,245m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号2番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号2番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

15時41分 休憩

【道下委員入室】

15時41分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号3番から整理番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【整理番号3番】土地の所在は、芽室町雄馬別14線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積113,959m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号4番】土地の所在は、芽室町上伏古7線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積44,760m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号5番】土地の所在は、芽室町上芽室北外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積47,933m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号6番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積51,908m<sup>2</sup>を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号3番から整理番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号3番から整理番号6番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号3番から整理番号6番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

---

## ●日程第7 議案第5号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第5号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番から番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第5号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町中美生2線、公簿地目は畠、面積は354.65m<sup>2</sup>です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町坂の上8線、公簿地目は畠、面積は498m<sup>2</sup>です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計2筆、公簿地目は畠、合計面積は2,797m<sup>2</sup>です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号4番】土地の所在は、芽室町北明西5線外合計3筆、公簿地目は畠、合計面積は9,625m<sup>2</sup>です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号5番】土地の所在は、芽室町祥栄北8線外合計3筆、公簿地目は畠、合計面積は3,088m<sup>2</sup>です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、嶋崎現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。4月18日の9時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、盛田委員、山川委員、道下委員、横溝委員、

そして私嶋崎、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番から番号5番については「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番から番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号4番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号5番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

---

●日程第8 議案第6号 芽室町地域農業経営基盤強化促進計画変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第6号 芽室町地域農業経営基盤強化促進計画変更に係る意見書提出の件を議題とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 芽室町地域農業経営基盤強化促進計画変更に係る意見書提出の件。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、芽室町より意見を求められた次の芽室町地域農業経営基盤強化促進計画の変更（案）について審議を求める。

芽室町から令和7年4月18日付で、地域計画（案）に係る意見聴取を行う旨、通知があったため、芽室町農業委員会において、地域計画（案）、目標地図（素案）について、内容確認し、意見書の提出を行うものです。（別紙のとおり説明）

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問はありませんか。  
○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

15時56分 休憩  
16時10分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

○議長（島部会長） ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） それでは、採決を行います。芽室町から意見を求められました地域計画について、特に意見なしとしてよろしいでしょうか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議ないものと認め、意見なしとして、意見書を提出いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

---

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第22回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

---

（16時11分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 4月 28日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員